

T3 みちのく協議会

～とみやつなぎ つながれ みちのく協議会～

設立総会 議案書

- とき 令和6年11月25日(月)
午前10時30分～
- ところ 富谷市役所3階会議室



設立総会 次第

1.開会

2.富谷市長挨拶

3.出席者紹介・挨拶

4.設立の趣旨説明

5.議事

(1)議案第1号 とみや つなぎ つながれ みちのく協議会規約（案）
について

(2)議案第2号 事業計画（案）について

6.その他

7.閉会

【設立趣旨】

富谷・黒川地域は、仙台市に隣接する立地環境や道路交通の利便性を生かして、定住人口増と製造業を中心とした企業の集積に継続して取り組んできたことにより、著しい発展を続けてまいりました。

富谷市においては、2016年に工事完成し、大規模会員制倉庫店や半導体関連企業等が立地している高屋敷工業団地（約21ha）、2022年に造成を開始してから短期間で完売した高屋敷西工業団地（約36ha）への半導体関連企業の工場建設が進行中であるとともに、約200ヘクタールの国内でも大規模な工業用地である成田二期北工業団地の整備促進に取り組んでいます。

また、仙台北部中核工業団地及び大和リサーチパークへの半導体関連産業等の立地・事業拡大など、今後も富谷・黒川地域における半導体関連産業をはじめとした企業立地に大きな期待が高まっています。

こうした富谷・黒川地域における企業立地と事業拡大は、本市の将来像である「住みたくなるまち日本一 100年間ひとが増え続けるまち」の実現に向けて大きな好機と捉えています。産業の振興、雇用の創出、人材育成、地域活性化、定住人口の増などへつながるよう、取組をさらに加速させるため、産学官連携による「とみや つなぎ つながれ みちのく協議会（略称：T3 みちのく協議会）」を設立したものです。

本協議会は、デジタル技術を活用して、「製造業をやりたくなるまち富谷」、「移住・定住したくなるまち富谷」に向けて活動し、「100年間ひとが増え続けるまち富谷」の実現を目指すとともに、富谷・黒川地域の更なる発展を目指します。

さらには、協議会の活動及び実績を積極的に発信することにより、東北はもとより日本全国へ、“産業も暮らしもデジタルで豊かなまち・とみや”の成功モデルを広げてまいります。

議案第1号

とみや つなぎ つながれ みちのく協議会規約（案）について

とみや つなぎ つながれ みちのく協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、「とみや つなぎ つながれ みちのく協議会（略称「T3 みちのく協議会」とし、以下「協議会」という。）」と称する。

（目的）

第2条 協議会は、富谷・黒川地域への半導体をはじめとする製造業の企業及び人口の集積をさらに加速させるため、行政・大学・企業の関係機関による産学官が協力・連携し、デジタル技術を活用して、産業の振興及び人材育成、地域の活性化、定住人口の増加につなげ、「100年間ひとが増え続けるまち富谷」の実現を目指すとともに、富谷・黒川地域の更なる発展を目指すものとする。さらには、協議会の活動及び実績を積極的に発信することにより、東北地方はもとより日本全国へ、「産業も暮らしもデジタルで豊かなまち・とみや」の成功モデルを広げるものとする。

（活動事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）「製造業をやりたくなるまち富谷」に向けた活動に関する事。
- （2）「移住・定住したくなるまち富谷」に向けた活動に関する事。
- （3）その他、目的の達成に必要と認める活動

（組織）

第4条 協議会の構成員は、幹事会員、一般会員及びアドバイザーとする。

2 幹事会員は、別表に掲げる団体とする。

- 3 一般会員は、協議会の目的に賛同し、幹事会で承認を得た団体とし、総会への出席及び部会へ参加することができる。
- 4 アドバイザーは、総会及び幹事会へ出席することができ、協議会の運営及び活動に関する事項について、助言できるものとする。
- 5 会長は、必要に応じ、アドバイザーに総会及び幹事会へ出席を依頼するものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

- 2 会長は、富谷市長をもって充てる。
- 3 副会長は、幹事会員のうちから会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長がその職務を代理する。

(総会)

第7条 協議会に、総会を置く。

- 2 総会は、会長が招集して開催する。
- 3 総会の議長は会長とする。
- 4 総会は、協議会の運営及び活動に関する事項について審議する。
- 5 総会は、委任を含む構成員の過半数の参加をもって成立する。
- 6 総会の議決は、委任を含む出席構成員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合、議長がこれを決する。

(幹事会)

第8条 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事会員の出席者をもって構成し、総会に付すべき議決事項のほか、次の事項について協議し決定する。

- (1) 協議会の運営及び活動に関すること
- (2) 構成員の入会に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

3 幹事会は、会長が必要に応じて招集する。

(部会)

第9条 協議会に、部会を置く。

2 部会は、総会において検討すべきとされた事項について調査検討し、その結果を総会及び幹事会に報告するものとする。

3 部会に関して必要な事項は会長が別に定める。

(秘密保持)

第10条 秘密情報とは、協議会の活動を通じて入手した情報のうち、次の各号に掲げるものをいう。なお、退会以降も本条は有効とする。

- (1) 個人情報
- (2) 構成員及び関係機関等から入手した営業上又は技術上の情報のうち、開示者が秘密情報として指定したもの
- (3) その他開示者が秘密情報として指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) あらかじめ相手方の開示の同意を得た個人情報
- (2) 開示の時点ですでに公知の情報又は、その後構成員の責によらず公知となった情報
- (3) 構成員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 開示の時点で既に構成員が保有している情報
- (5) 秘密情報を用いることなく独自に開発した情報

3 秘密情報は、必要最小限の構成員間でのみ共有するものとし、本会の事業目的以外に使用してはならない。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、行政当局又は裁判所等の命令により秘密情報の開示を求められたときは、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う構成員は、事務局に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。事務については、富谷市及びアクセンチュア株式会社において担うものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、協議会設立の日（令和6年11月25日）から施行する。

別表

幹事会員	富谷市 アクセンチュア株式会社 東北大学 宮城大学 株式会社ミヤックス
アドバイザー	宮城県

事業計画（案）について

協議会の設立趣旨を踏まえ、第3条および第9条に基づき、3つの部会を設置するものとする。

① 製造業をやりたくなるまち部会

目標: デジタル技術を活用して、「製造業をやりたくなるまち富谷」を目指し、デジタルを活用した企業の創出・集積を図る。

計画概要:

1. **立地即デジタル化:** 進出企業の準備段階からデジタルインフラを整備し、円滑な経営体制の構築をサポートする。
2. **製造業デジタルインフラ:** サプライチェーン全体のデータ連携基盤整備の促進、経営の可視化及びカーボンフットプリント導入をサポートし、地域製造業の競争力の底上げを図る。

② 子どもの”知りたい”を伸ばす部会

目標: デジタル技術を活用し、次世代の教育環境を整備、地域の教育資源を最大限に活用した人材育成を推進する。

計画概要:

1. **デジタル・データ教育の基礎スキル提供:** 富谷塾等の地域リソースを活用し、デジタルリテラシー教育を推進。
2. **データ・AI活用で教員負担を軽減:** 「富谷教育プラットフォーム」で効率的な教育支援環境を整備。
3. **パーソナライズ学習カリキュラムの提供:** 学生の進度に応じた個別化学習と履歴管理を実現。

③ もっと住みたくなるまち部会

目標: 地域のオリジナリティを活かし、多様な人々が集い、交流し、もっと住みたくなる富谷市を実現する。関係人口や移住者を増加させ、地域全体の活性化を図る。

事業概要:

1. **地域データ活用によるコミュニティ活性化:** 地域データを活用し、住民や訪問者が参加しやすい体験機会を提供して、地域コミュニティへの誘引を促進する。
2. **多様性に寛容な地域社会の構築:** 富谷市を「多様性に寛容な街」とするため、多言語対応の情報発信や体験イベントなどを通じて、住民と訪問者・移住者の交流と地域活性化を図る。